

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
3	R8.3.9	R8.3.19	「宗教法人の解散命令請求について」、「宗教法人の解散命令請求に係る追加書類の提出について」	46		1														<p>(7条2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため 個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため <p>(7条4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 偽造等による犯罪の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるため <p>(7条6号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場調査の実施内容に関する情報であり、公にすることにより、正確な事実の把握が困難になり、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見が困難になることで、宗務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 解散命令の申立てに至るまでの調査の経過等に関する情報であり、公にすることにより、正確な事実の把握が困難になり、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見が困難になることで、宗務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 	生活文化局都民生活部管理法人課